「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に基づく
都市ガス料金の値引きについて

2026 年 6 月 19 日
吉田ガス株式会社

1. 概要

吉田ガス株式会社は、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、「本事業」）に基づき、国が指定する単価分を値引きしたうえで、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金を請求いたします。

なお、**値引き適用にあたりお客さまによるお申し込み等の手続きはございません。**

＜都市ガス料金の計算方法＞

対象期間中は毎月値引き単価を反映した従量料金単価にて算定いたします。

2. 対象期間

2026 年 7 月使用（8 月検針分）～2026 年 9 月使用（10 月検針分）

※電気の高圧契約のお客さまは適用対象期間が異なる場合がございます。

3. 対象となるお客さま

【ガス】 吉田ガスの都市ガスをお使いのお客さま

※年間契約数量 1,000 万 m3 以上のお客さまは対象外

4. 値引き単価

【都市ガス】 （税込み）

	2026 年 7 月使用 （8 月検針）分	2026 年 8 月使用 （9 月検針）分	2026 年 9 月使用 （10 月検針）分
都市ガス	14.0 円/m^3	18.0 円/m^3	14.0 円/m^3

5. 値引き単価のご確認方法

値引き額は、【4. 値引き単価】×【ご使用量】にて計算できます。

【都市ガス　検針票イメージ】

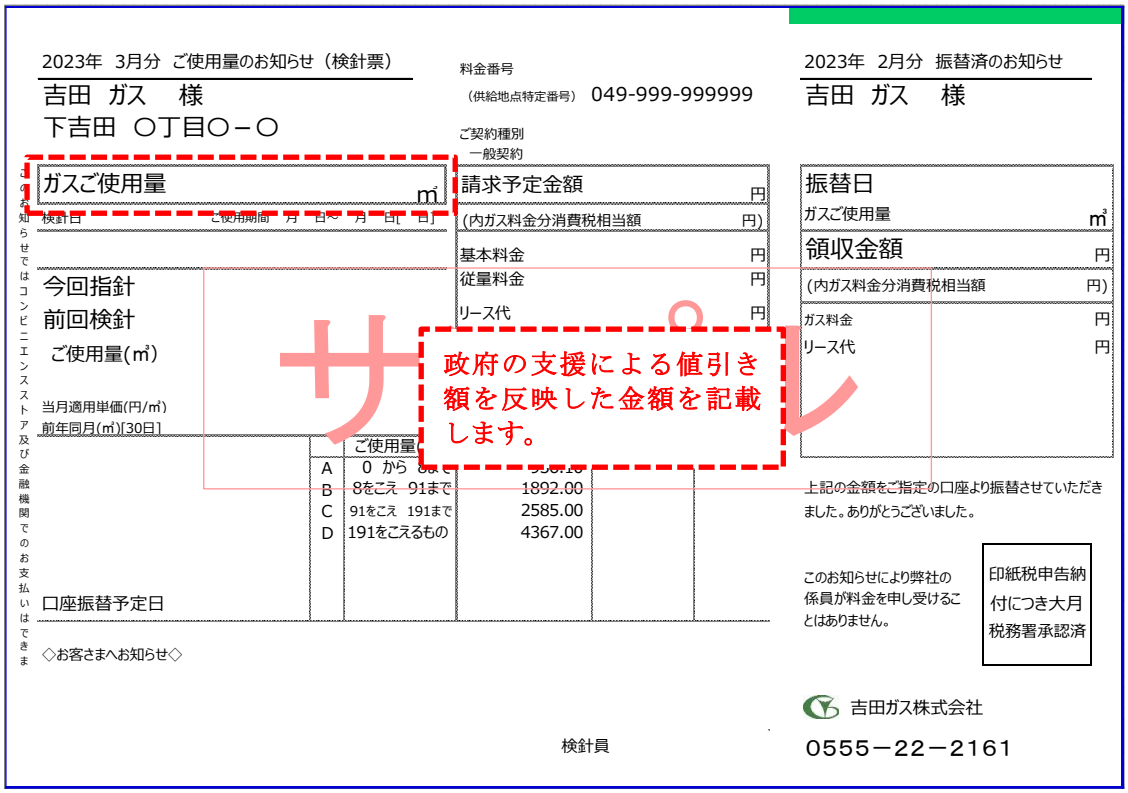

6. 値引き後の原料費調整単価および燃料費調整単価について

最新の原料費調整単価および燃料費調整単価は以下よりご確認ください。

【ガス】https://www.yoshidagas.co.jp/

【電気】https://www.shizuokagas.co.jp/gasandpower/saisei.html

7. 問い合わせ窓口

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の支援制度に関するお問い合わせは、以下の専用ダイヤルへお問い合わせください。

【経済産業省　資源エネルギー庁　電気・ガス価格激変緩和対策事務局需要家向け窓口】

0120－013－305　：全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

＊詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の

【特設サイト】（https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/）　をご覧ください。

【都市ガスについてのお問い合わせ】

ご使用量や料金の算定方法等がわからない場合や、ご契約いただいている料金プランの確認等については、吉田ガス　業務グループへご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉

契約の確認・変更・解約、その他お問合せ等につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

（名　　称）吉田ガス株式会社

（小売登録番号）D0030

（所 在 地）富士吉田市下吉田6－5－1

TEL ： 0555-22-2161

（受付時間）平日・休祝日　8:30～17:00

FAX ： 0555-24-0948

（当社ホームページ）https://www.yoshidagas.co.jp/

【SHIZGAS でんきについてのお問い合わせ】

静岡ガスお客さまコンタクトセンターへご連絡ください。

https://www.shizuokagas.co.jp/gasandpower/